

感染対策指針

株式会社 孫の手

株式会社孫の手は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる介護福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合には感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定めます。

1. 基本方針

感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・事業継続計画（BCP）等のマニュアル及び社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行います。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ①「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組みます。
- ②職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者及び従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備します。
また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定めます。
 - イ) 利用者の健康管理
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
 - ニ) 衛生管理
- ③職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施します。
- ④平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的実施します。
- ⑤感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し、「指針の更新」を行います。

（2）発生時の対応

- ①日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生したときは、感染対策マニュアルや事業継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努めます。
- ②感染事例等が発生したときは、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施します。
 - イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - ロ) 消毒
 - ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認
 - ニ) 濃厚接触者への対応

③感染事例等が発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、事業継続計画（BCP）等に則り、以下の「保健所との連携」のために速やかに報告を行います。

④保健所：各管轄区域保健所（別紙）

⑤感染事例等の発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、事業継続計画（BCP）等に則り、以下の「関係者への連絡」を速やかに行います。

イ) 社内：感染対策委員会 委員長・副委員長

ロ) 利用者家族

ハ) ケアマネジャー

<改廃>

本方針は、リスク管理委員会の決議を得て改廃します。

<附則>

本方針は、令和5年4月1日より施行します。